※過去の指示事項と留意すべき事項を掲載

※法令の〇数字は別添「法令一覧シート」を参照

_	一户	毛ザービス ※適去の指示事項と留息すべざ事項を掲載	※ムヤの〇数	子は別添「法令一覧ンート」を参照
	♦	人員に関すること	条例	法令
	共	・従業員の資格が証明できる書類を事業所内に整備すること。 (姓の変更があった職員については、新姓の記載がある資格証、または戸籍抄本の写 し等の姓の変更がわかる書類を整備すること。)	⑤6条	⑥ 39条、53条の3、73条の2、82条の2、90条の2、104条の4、118条の2、139条の2、154条の2、191条の3、192条の11、204条の2、215条
	通	・ 常勤でない者が管理者となっているので、早急に改めること。 (訪問リハ、居宅療養管理指導、通所リハ、短期入所療養介護を除く。) 	⑤6条	⑥ 6条、46条、61条、94条、122条、 176条、192条の5、195条、209条
		・管理者が他の職務を兼務できるのは同一敷地内の同一法人事業所に限られるので 改めること。 〈訪問リハ、居宅療養管理指導、通所リハ、短期入所療養介護を除く。 >	⑤6条	⑥ 6条、46条、61条、94条、122条、 176条、192条の5、195条、209条
		・ サービス提供責任者の配置基準を満たしていないので早急に改めること。	⑤6条	⑥ 5条2項
人	訪問介護	・サービス提供責任者は、利用者の数が40人又はその端数を増やすごとに1人以上必要であることに留意すること。 (平成21年度から、サービス提供責任者を2人以上配置を必要とする事業所においては、常勤換算方法とすることができることとなったが、この場合でも、認められた一部の非常勤のサービス提供責任者は、全員常勤換算0.5以上必要であることに留意すること。)	⑤6条	⑥ 5条2項
		・訪問介護員等の員数が常勤換算で2.5人を満たしていないので、早急に改めること。	⑤6条	⑥ 5条1項
員		・看護職員の員数が基準を満たしていないので、早急に改めること。	⑤6条	⑥ 60条
	通所	・生活相談員が必要時間数専従していない日があるので、早急に改めること。 ・生活相談員、看護職員の配置について、当該職員が休暇を取得した場合等により人 員基準を満たさなくなる恐れがあるので、複数名体制の配置を検討すること。	⑤6条 ⑤6条	⑥ 93条1項1号 ⑥ 93条
関	介護	・機能訓練指導員は少なくとも週1回以上、機能訓練を適切に実施できる時間の配置が 必要であることに留意すること。		③ II −7 3
	リハ	・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、専らリハビリを提供する時間帯に配置されなければならないことに留意すること。 <病院、老健の通リハ>		③ 第三 七1(1)②ハ
係	右	・介護職員及び看護職員の総数が不足しているので早急に補充すること。・看護職員の数は看護・介護職員の総数(基準上の員数)の7分の2程度とすること。・ 老健の短期入所療養介護>	⑤6条 ⑤6条(22 条)	⑥ 121条1項3号、142条 ⑥ 142条(⑨2条1項3号)
	期	・2ユニットごとに1人以上の夜勤体制を整備すること。	⑤6条	⑥ 140条の11の2第2項、155条の10 の2第2項
		・ユニットの勤務体制について、食事、入浴等複数名配置が必要な時間も少なからずあると思われるので、複数名配置の時間帯を増やされるよう努められたい。・看護職員が基準を満たしていなかった月があるので減算することとし、自主点検の		6 140条の11の2第1項、155条の10の2第1項6 175条1項2号
	特定	上、報告すること。		② 五
		・機能訓練指導員を早急に配置すること。	⑤6条	⑥ 175条1項3号
	用	 福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で管理者としての勤務分を含めず2.0以上であることに留意すること。 ・平成28年4月1日以降は介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職 	⑤6条	⑥ 194条、208条 ③ 4条1項
	具	・ 平成28年4月1日以降は介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者の資格では、福祉用具専門相談員の業務に従事できないので、早急に有資格者を配置すること。		⊌ 1 本1匁
	♦	設備に関すること	条例	法令
設備	共 通	・部屋の用途が指定時と異なっているので、速やかに変更届を提出すること。	@o#	④ 131条
関	通	・相談室については、遮へい物の設置等により相談内容が漏えいしないように配慮する こと。	(5)6条	⑥ 95条2項2号
	所	提出すること。		④ 131条1項6号
	•	雇用、勤務体制に関すること ***********************************	条例	法令 第二2(21)①(註明系)
		・勤務表(予定及び実績)は、必要な項目(日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係など)を入れ、事業所ごと、月ごとに作成すること。	-	③ 第三 -3(21)①(訪問系)、 六3(5)①(通所系、ショート、福祉 用具)、-○3(11)①(特定施設)
運営		状況を管理し、記録に残すこと。	⑤6条	⑥ 39条、53条の2、73条の2、82条の2、90条の2、104条の3、118条の2、139条の2、154条の2、191条の3、192条の11、204条の2、215条
関	 	・勤務表における非常勤職員の勤務時間数については、有休を除く必要があることに留意すること。・一定の経管栄養等の行為については、医師の指示により看護職員が担うものであり、		② ④ 26条の2、26条の3
係	進	介護職員が行う場合は所定の研修を受講し認定された者であって、かつ事業所の登録が必要であることに留意すること。		30
		 看護師が看護職員と機能訓練指導員を兼務する場合には、職種ごとにサービス提供に必要な時間をそれぞれ配置できるような勤務体制とすること。 (通所介護、短期入所、特定施設> 		⑪ 第三 六3(5)①、八3(5)① +3(11)① 鄧 Ⅱ-7 3
		・管理者は従業員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。		⑥ 28条1項、2項 52条
ш	ш		ļ	

		1	10.45
	・登録ヘルパーについても、雇用契約を取り交わすこと。		③ 第三 一3(21)②
訪	・サービス提供責任者がその責務を果たせるよう勤務体制を検討すること。	⑤6条	⑥ 28条3項
介	・訪問介護業務と、介護保険外サービス(自費サービスや併設高齢者住宅のサービス		③ 第三 一3(21)①
	業務等)を兼務する職員については、勤務時間を明確に区分して勤務表を作成するこ		
通	・勤務表は単位ごとに作成すること。		③ 第三 六1(1)⑤・3(5)①、
所			第三 七1(1)②・3(5)①
-	 ・(ユニット型の場合)勤務表は毎月ユニットごとに作成し、日中はユニットごとに常時1人	⑤6条	⑥ 140条の11の2第2項、
	以上、夜間は2ユニットに1人以上職員が配置されていることがわかるようにしておくこ	0 - 214	155条の10の2第2項
短期	と。なお、日中における職員の員数が基準(ユニットごとに常時1人以上の介護職員又		® 別表8 注2 ② 十一
797	は看護職員を配置)に満たない場合、減算に該当するケースがあるので自主点検のう え報告すること。		道 第2の2(5)
•	契約書・重要事項に関すること	条例	法令
	・ 重要事項説明書と運営規程の整合性を図ること。(交通費、営業日、営業時間、休業日、通常の事業の実施区域、定員、利用者負担割合等)	⑤6条	(⑥ 8条1項(訪問、通所、福祉用 具)、125条(ショート)、178条(特 定)、192条7(特定外部)
	・ 重要事項説明書には、料金・加算の内容、外部の苦情連絡先(該当市町村担当課、 県国保連合会)及び事故発生時の対応を記載すること。		③ 第三 -3(1)、(25)(訪問系、通所系、福祉用具) 第三 八3(1)(ショート) 第三 十3(1)(特定) 第三 十の2 3(1)(特定外部)
	 ・報酬改定、居住費(滞在費)の変更、複数の福祉用具貸与の場合の割引等に伴い、運		④ 131条
共	常規程に記載する利用料(福祉用具貸与・販売にあっては、別に定める料金表・目録		
	・利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項、運営規程の概要等は見やする。	⑤6条	⑥ 32条(福祉用具を除く)、204条
通	い場所に掲示すること。	@ 0)/((福祉用具)
皿			
	てのかの7月7切ししてのたでおの体内やした「古米マルン・マルトバス米の古米の	F 0.47	© 00% 075 40% 075 00% 075 74
	・その他の利用料としての交通費の算定起点は、「事業所から」ではなく「通常の事業の 実施地域を越える地点から」であるので、運営規程・重要事項説明書を改めること。 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、通所介護、通所リハ、福祉用具貸与・販売>	⑤6条	⑥ 20条3項、48条3項、66条3項、78 条3項、96条3項1号(通所系)、 197条3項、212条2項
	・個人情報使用の同意は家族からも文書で得ておくこと。	⑤6条	⑥ 33条3項
5	 ・契約日、同意日が空欄となっているものは、もれなく記載しておくこと。	⑤6条	⑥ 8条1項(訪問系、通所系、福祉)
	* 大小口、问念口が主側になりているものは、もれない品報しておいこと。	90 *	製)、105条の3(通所療養)、125条(ショート)、178条(特定施設)、192条の7(特定施設外部)
	・第三者評価の実施状況を重要事項説明書に加えること。 〈訪問介護、通所介護、短期入所〉	⑤6条	③ 第三 一3(1)
短期	・食費については1食ごとに設定すること。		(31)
通	・日用品費について積算根拠を明確にすること。		32,41)
所	・日常生活費、教養娯楽費は、利用者等の希望を確認することなく全利用者に一律に		(32), (41)
· 短 期	提供し、費用を画一的に徴収することは認められないので留意すること。また、徴収可能な品目を確認の上、適正な徴収を行うこと。		
•	変更の届出に関すること	条例	法令
Ť	・変更届は遅滞なく(変更後10日以内に)提出すること。(提出方法の詳細については管	717119	① 75条1項
共	轄の福祉相談センターに確認すること。)		
通	・職員体制、加算等について適宜変更届を提出すること。		④ 131条
1	・運営規程の職員数の変更について、6月1日現在の状況を6月末までに報告すること。		事業者講習会資料
訪	・サービス提供責任者の変更があれば、変更届を提出すること。		④ 131条1項1号
介	・単位の変更について変更届を提出すること。		④ 131条1項6号、7号
	・定員を超過しサービスを行っている日が見受けられるので、定員を遵守すること。	⑤6条	⑥ 102条
诵	・土・日だけ定員を少なくする場合は、同一単位とし曜日によって定員が異なる旨を運営		39
	大学は17年度を受けなりも場合は、同一年位とし曜日によりて足貨が異なる日を建当 規程に明記すること。		
	・届出を行っている単位と運営の実態が異なっているので、変更届を行うなどして実態 に合うよう改めること。		④ 131条1項6号、7号
		タ(日)	法令
T	身体拘束に関すること - - - - - - - - - - - - -	条例	
	・緊急やむを得ない身体拘束を行う場合は、定期的にカンファレンスを開催し、経過観察・再検討内容を記録すること。		38
短	・緊急やむを得ず身体拘束を実施するに当たっては、三要件(切迫性・非代替性・一時性)の検証にかかるカンファレンス(初回時)の記録を残すこと		38
期	・身体拘束を行う場合は、あらかじめ終了予定日等を定めて利用者・家族に説明・同意		38)
特定施品	を得るとともに、身体拘束を行った場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録すること。	⑤6条	⑥ 128条5項、140条の7 7項、146 条5項、155条の6 7項、183条5 項
設	・施設全体で身体拘束廃止に向けてより一層取り組むこと。	⑤6条	⑥ 128条4項、140条の7 6項、146 条4項、155条の6 6項、183条4 項
•			·

	♦	介護サービス計画、記録等に関すること	条例	法令
		・居宅介護支援事業所から適切な時期に居宅サービス計画書の交付を受けること。 < 特定施設以外>	⑤6条	⑥ 16条
		・個別サービス計画(例えば、訪問介護計画)は、アセスメント結果等に基づき、居宅サービス計画に沿って遅滞なく作成するとともに内容の充実を図り、あわせて利用者又は家族に説明し、同意を得た上で交付すること。 〈訪問入浴・居宅療養管理指導・特定施設以外〉	⑤6条	⑥ 24条、70条、81条、99条、115条、 129条、147条、199条の2、214条 の2
	-	・ 個別サービス計画(訪問看護計画、訪問・通所リハビリテーション計画も含む)には、サービスを利用する曜日、時間、具体的なサービス内容を記載すること。 <訪問介護、訪問看護、訪問リハ、通所介護、通所リハ>	⑤6条	⑥ 24条、70条、81条、99条、115条
		・ 定期的にモニタリングを実施し、サービスの質の評価を行うこと。	⑤6条	⑥ 22条2項、49条2項、67条2項、79 条2項、88条2項、97条2項(通所 介護)、113条2項、128条6項、 146条6項、183条7項(特定施 設)、198条3項(福祉用具)
		・居宅サービス計画に対して個別サービス計画(例えば、訪問介護計画)の内容とサービス提供に相違が見られるので、適時適切に計画の見直しを行うこと。 〈訪問入浴・居宅療養管理指導・特定施設以外〉	⑤6条	⑥ 24条2項、70条2項、81条2項、99 条2項、115条2項、129条2項、 147条2項、199条の2 2項、214 条の2 2項
	通 -	・苦情、事故、ヒヤリハットの記録を残すこと。	⑤6条	⑥ 36条2項 37条2項(通所介護以外)、104条 の3 2項(通所介護) 39条、53条の3、73条の2、82条 の2、90条の2、104条の4、118条 の2、139条の2、154条の2、191 条の3、192条の11、204条の2、215条
		・サービス提供の記録(提供日、具体的サービス内容、利用者の心身の状況その他必要事項)を充実すること。	⑤6条	⑥ 19条2項(特定施設·用具販売以外)、181条2項(特定施設)、211 条(用具販売)
	ŀ	・利用者に関する記録は、完結の日から5年間保存すること。	⑤5条	
運	=	・避難訓練の記録を残すこと。 〈通所介護、通所リハ、短期入所、短期療養、特定施 般〉	⑤6条	⑥ 103条、119条、140条、140条の 15、155条、155条の12、192条
営		・「自立生活支援のための見守り的援助(利用者と一緒にする調理洗濯等)」は、居宅 サービス計画に必要と位置づけられた場合に訪問介護計画にも位置づけること。な お、この場合でも単なる声かけ、見守りは含まれないことに留意すること。		⑤ 第2の2(2)
関	訪問介	・訪問介護計画はアセスメント結果等に基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当 する訪問介護員等の氏名、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明 らかにし、居宅サービス計画に沿って作成すること。		③ 第三 一3(13)
l	護	· 訪問介護記録には、提供日、提供時間帯、サービス内容、訪問介護員氏名等がわかるよう記載すること。	⑤6条	⑥ 19条
係		・1回の訪問介護において身体介護と生活援助を組み合わせて算定する場合は、それぞれの時間、内容がわかるように記載すること。		② 第2の2(2)
	訪・通リハ	・利用者、家族の参加を基本とし、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、担当ケアマネ、居宅サービス担当者等で構成される「リハビリテーション会議」を開催し、関係者と情報共有に努めること。[平成27年4月改正]	⑤6条	⑥ 80条、114条 汤 第2Ⅱ2(2)①
		・屋外でサービス提供を行う場合は、次の2条件(①あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。②効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。)を満たさなければならないことに留意すること。 (注1)外出レク(花見、夏祭り等)を行う場合は、上記2条件に加え、年間事業計画や年間行事に位置付けたうえで行うこと。 (注2)認知症の人に対する個別ケアとして、外出、散歩、外食、喫茶、買い物等を行う場合は、上記2条件に加え、当該ケアを通じて地域の人と交流を持つことが利用者の社会性の保持、自立支援に効果があること等を検証した上で行うこと。		③ 第三 六3(2)④
	L	・算定区分確認表を作成し、保存すること。	E)c久	⑤ 第2の7(4) ⑥ 19条2項
j	所	・通所介護サービスと宿泊付きデイサービス提供記録は明確に区分すること。	⑤6条	40 第4 2
	蒦	・サービス提供時間中に、出張理美容(地域の理美容所に行けない方)を行う場合、当該時間はサービス提供時間に含まれないものであることに留意すること。		33
	L	・利用者ごとのサービス提供時間が分かるように、車両運行記録簿等を整備すること。 ・宿泊付きデイサービスを行う場合は、事前に県(福祉相談センター)に届け出ること。	⑤6条	⑤ 第2の7(1) ⑥ 95条4項
		[平成27年4月改正] ・宿泊付きデイサービスで事故が発生した場合は、市町村等に報告すること[平成27年4月	⑤6条	⑥ 104条の3第4項
	-	改正] ・家族送迎等、送迎車両に搭乗しない利用者についても、サービス提供時間が分かるように事業所への到着時間、事業所からの出発時間を記録に残すこと。[平成27年4月		① 第4 19② 第2の7(1)、(21)
	-	から送迎減算に該当] ・通所介護計画の作成者は管理者であることに留意すること。	⑤6条	⑥ 第99条1項
	元 入 所	・概ね4日以上連続して入所する利用者については、短期入所生活(療養)介護計画を 作成すること。	⑤6条	⑥ 128条2項、146条2項 ③ 第三 八3(4)① 九3(2)①
	予 防	・介護予防の利用者については、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に報告すること。	⑤25条	9 49条の8⑩ 30条13号

の情に確認し、記録を作成すること。 「一種出用具専門指説具は、貸し出し枝も定期的にモニタリングを実施すること。 」 一部である。
福祉用具集門門部語(は、賀上郎し枝も定期的)でエニタリングを実施すること。
接便者に対して福祉制度貿子勇を育定する場合は、利用者の状態像の判断視視となる情報収集や中市すわら手続きによる要認利所が必要であることに留塞すること、
 ★機能や価格市の異なる複数の商品を利用者に提示したことについて記録に残すこと。
□
#福祉用具質与計画を作成するときは、福祉用具販売の利用があるときは福祉用具販売が削と一体のものとして作成すること。 ◆ との倫 ・サービスの質の向上を図るための研修の機会が不足しているので、研修の充実に努めること。 があること。 ・サービスの質の向上を図るための研修の機会が不足しているので、研修の充実に努めること。 ・カービスの質の向上を図るための研修の機会が不足しているので、研修の充実に努めること。 ・カービスの質の向上を図るための研修の機会が不足しているので、研修の充実に努めること。 ・カースメント防止の措置を講ずること(方針の策定、周知等)。 「90条 (別別・1) 10条4項(特定)。2 (別別・1) 10条4項(特定)。2 (別別・1) 10条4項(特定)。2 (別別・1) 10条4項(制定)。2 (別別・1) 10条4可(制定)。2 (別別・10条4可(制定)。2 (別別・10条4可(制定)。2 (別別・10条4可(制定)。2 (別別・10条4可(制定)。2 (別別・10条4可(制定)。2
福祉用具質与計画を作成するときは、福祉用具販売の利用があるときは福祉用具販売の1項 1989年の2.1項 214年の2.1項 214年の2.1年の2.1年の2.1年の2.1年の2.1年の2.1年の2.1年の2.1
売計画と一体のものとして作成すること。 214条の2、1項 ・ サービスの質の向上を図るための研修の機会が不足しているので、研修の充実に努らら来のること。 条例 法令 ・ サービスの質の向上を図るための研修の機会が不足しているので、研修の充実に努らら来のること。 (3.00条3項(防胃系)、50条の(治問人別)、101条4項情報)、101条4項情報)、101条4項情報)、20条の(法問人別)、101条4項情報)、20条の(法問人別)、101条4項情報)、20条の(法問人別)、101条4項信息 20条とともに、再発防止に努めること。 (3.00条3項(防胃系)、50条の(法問人別)、101条4項信息 20条の(法問人別)、101条4項信息 20条の(法問人別)、101条4項信息 20条の(法問人別)、101条4項信息 20条の(法問人別)、101条4項信息 20条の(法問人別)、101条4項信息 20条の(法問人別)、101条4項信息 20条の(法問人別)、101条4項信息 20条の(法問人別)、101条4項信息 20条の(法問人別)、101条4項信息 20条の(法問人別)、20条の(法問人別と解人別)、20条の(法問人別と解人別)、20条の(法問人別と解人別)、20条の(法問人別と解人別)、20条の(法院別人別と解人別)、20条の(法院別人別と解人別)、20条の(法院別人別と解人別)、20条の(法院別人別と解人別)、20条の(法院別人別と解人別)、20条の(法院別人別と解人別別と解人別別と解人別別と解人別別と解人別別と解人別別と解人別別と
**
・サービスの質の向上を図るための研修の機会が不足しているので、研修の充実に努 56条
おめること。
##
(用具) 本数が発生した場合(外部医療機関で治療を受けた場合など)は、市町村に報告する 50余 60 37年(通所介護) 37年(通行介護) 37年(通行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行行
■ 2
- ハラスメント防止の措置を講ずること(方針の策定、周知等)。 - ハラスメント防止の措置を講ずること(方針の策定、周知等)。 - 「一 一 「
- ハラスメント防止の措置を請すること(方針の策定、周知等)。 - 小ラスメント防止の措置を請すること(方針の策定、周知等)。 - ● 機圏の算定に関すること - ● 機関の算定に関すること - ● 機関の算定に関すること - ● 機関の事態に関すること - ● 機関・サービス計画に基づかないサービス提供について、自主点検の上、報告すること。 - ● 側別サービス計画に基づかないサービス提供について、自主点検の上、報告すること。 - ● のので、担当の対象が関係を使い - ● 機関・サービス 事業所と同一般地内又は隣接数地内の建物の居住利用者にサービス 表別のより。 のので、担当の方で、対象が譲渡請求していないので自主点検の上報告すること。「平成30年4月 20 別別が使い があれるが、旅算請求していないので自主点検の上報告すること。「平成30年4月 22 別別が使い があれるが、旅算請求していないので自主点検の上報告すること。「平成30年4月 22 別別が使い があれるが、旅算請求していないものが一部見られるので、担当ケアマネと連絡調整を図り足正すること。 - ● のので、担当ケアマネと連絡調整を図り足正すること。 - ● のので、担当ケアマネと連絡調整を図りを正すること。 - ● のので、担当ケアマネと連絡調整を図りを運作しているのでは、お問が成まり、
● 翻翻の算定に関すること
 ◆ 翻翻の算定に関すること ・ 個別サービス計画末作成の利用者について、自主点検の上、報告すること。 ・ 個別サービス計画に基づかないサービス提供について、自主点検の上、報告すること。 ・ 個別サービス計画に基づかないサービス提供について、自主点検の上、報告すること。 ・ 個別サービス計画に基づかないサービス提供について、自主点検の上、報告すること。 ・ 個別サービス事業所と同一散地内又は隣接敷地内の建物の居住利用者にサービスを提供しているが減算請求していないので自主点検の上報告すること。〔平成30年4月 改正〕 ・ 企品サービス事業所と同一散地内又は隣接敷地内の建物の居住利用者にサービスを提供しているが減算請求していないので自主点検の上報告すること。〔平成30年4月 投入 ・ お間介度、妨問入浴、妨問者種、妨問リハ) ・ 長宅サービス計画の内容に沿・ナサービス提供がなされていないものが一部見られるので、担当ケアマネと連絡調整を図り是正すること。 ・ お問の推進・日に接受回言定する場合、間隔はお時間以上空けること。(通院等乗降介助算定時及び定期涨回(指定又は実施予定)の類回の身体介護を除く。 ・ かの間的介護に込る訪問外医の算定にあたっては、計間介護計画書等にその必要性を記録するとともに利用者やその家族の同意を得ておくこと。 ・ 直院介助を行う場合は、所要時間を項目ごと(外出準備、参行介助等)に介護保険対象。(株・通味果学)・介護保険方の課金得ておくこと。 ・ 医療機関の診察時間及び単なる待ち時間を身体介護として算定しないこと。 ・ 指定の提供をさせてはならないが、提供していては、定期的に看護職員の訪問による評価を実施する必要があることに留意すること。(概133ヶ月に一度) ・ 作業療法士による訪問者議を利用している者については、定期的に看護職員の訪問による評価を実施する必要があることに留意すること。(概239~202(2)第203(2)
- 個別サービス計画末作成の利用者について、自主点検の上、報告すること。
- 個別サービス計画末作成の利用者について、自主点検の上、報告すること。
1888
と、
(401回入俗を除く) - 個別サービス事業所と同一敷地内又は隣接敷地内の建物の居住利用者にサービス を提供しているが減算請求していないので自主点検の上報合すること。[平成30年4月 改正] (放胸介護、妨側入浴、妨側看護、妨側ハハ) - 居宅サービス計画の内容に沿ったサービス提供がなされていないものが一部見られ あので、担当ケアマネと連絡調整を図り是正すること。(通院等乗降介助育で譲らい とり) - 訪問介護を目に「複数回算定する場合、間隔に2時間以上空けること。(通院等乗降介助育護で時及び定別級回(指定又は実施予定)の傾回の身体介護を除く。) - 2人の訪問介護(以回実施予定)の傾回の身体介護を除く。) - 2人の訪問介護(以回実施予定)の傾回の身体介護を除く。) - 通応介助を行う場合は、所要時間を項目ごと(外出準備、参行介助等)に介護保険対象(身体、通院集降)、介護保険外(実費)に分類して実績記録を残すこと。 - 医療機関の診察時間及び単なる待ち時間を身はアンドの大田を信が表して、返り・ 指定訪問者護事業者は書護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問 あるとせてはならないが、提供していたので自主点検のうえ、報告すること。 - 作業療法士による訪問看護を利用している者については、定期的に看護職員の訪問による評価を実施する必要があることに留意すること。(概ね3ヶ月に一度) - 作業療法士による訪問看護を利用している者については、定期的は看護職員の訪問による評価を実施する必要があることに留意すること。(概ね3ヶ月に一度) - 特定事業所加算・砂側介護・サービス提供体制強化加算・参算・検定施設>を算定・対側ル、通所介護、通所小、短期入所生活介證・検達介護、特定施設>を算定・法の場合は、加算に必要な職員割合を満たしていることを確認し、毎年度記録すること。第202(19)、第203(12)、第203(15)、第305(12)、第203(15)、第305(12)、第207(2) 第207(2) 第203(15)、第202(21)、第203(15)、第202(21)、第203(15)、第202(21)、第203(15)、第202(21)、第203(15)、第202(21)、第202(21)、第202(21)、第202(21)、第202(21)、第202(21) 第202(21) 第202(2
■ 個別サービス事業所と同一敷地内又は隣接敷地内の建物の居住利用者にサービス を提供しているが減算請求していないので自主点検の上報合すること。[平成30年4月 (大4.3前間看護 注6.44) 注24.3前間看護 注6.44) 第202(14)、第203(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第203(2)、第203(2)、第203(2)、第203(2)、第203(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第203(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第203(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第202(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、第203(2)、第202(2)、
を提供しているが減算請求していないので自主点検の上報告すること。[平成30年4月 改正] 第202(14) 第203(4)、第2の3(4)、第203(4)、第203(4)、第203(4)、第203(4)、第203(4)、第203(4)、第203(
(水間介養、妨問入産、妨問入産、妨問別の)(第202(14) 第203(4)、第2 (12)、第203(4)、第2 (12)、第203(4)、第2 (12)、第2 (12)、第2 (12)、第2 (13) 第2 (13) 第2 (13) 第2 (14) 第2 (14)、第2 (15) 第2 (15) 第2 (15) 第2 (16) 第2
##
● 居宅サービス計画の内容に沿ったサービス提供がなされていないものが一部見られるので、担当ケアマネと連絡調整を図り是正すること。
報 あので、担当ケアマネと連絡調整を図り是正すること。
が 計問の議を1日に複数回算定する場合、間隔は2時間以上空けること。(通院等乗降介 助算定時及び定期巡回(指定又は実施予定)の頻回の身体介護を除く。) ・ 2人の訪問介護員に名お訪問介護の算定にあたっては、訪問介護 神霊等にその必
開 助算定時及び定期巡回(指定又は実施予定)の頻回の身体介護を除く。) - 2人の訪問介護員による訪問介護の算定にあたっては、訪問介護計画書等にその必要性を記録するとともに利用者やその家族の同意を得ておくこと。 - 適院介助を行う場合は、所要時間を項目ごと(外出準備、歩行介助等)に介護保険対象(身体、通院乗降)、介護保険外(実費)に分類して実績記録を残すこと。 - 医療機関の診察時間及び単なる待ち時間を身体介護として算定しないこと。 - 指定訪問看護事業者は看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問者間を現供をさせてはならないが、提供していたので自主点検のうえ、報告すること。 - 作業療法士による訪問看護を利用している者については、定期的に看護職員の訪問による評価を実施する必要があることに留意すること。(概ね3ヶ月に一度) - 特定事業所加算で動力を選入サービス提供体制強化加算く動間を発達し、毎年度記録すること。 - 教育の対理を事定する場合は、加算に必要な職員割合を満たしていることを確認し、毎年度記録すること。(第202(12)、第203(9)、第20(25)、第205(12)、第2005(12)、第2007(2 208(28) 第2002(21)、第2007(12) 第2002(19) - 初回加算を算定する場合は、サービス提供責任者が訪問(同行)したことをサービス提供・製造の表にも適合している。 - ・初回加算を算定する場合は、サービス提供責任者が訪問(同行)したことをサービス提供・第202(19) 第202(19) 第202(19) 第202(19) 第202(19) 第202(19) 第202(19) 第202(18) 第202(19) 第202(18) 第202(19) 第202(18) 第20
□ ・ 2人の訪問介護員による訪問介護の算定にあたっては、訪問介護計画書等にその必要性を記録するとともに利用者やその家族の同意を得ておくこと。 通院介助を行う場合は、所要時間を項目ごと(外出準備、歩行介助等)に介護保険対象(身体、通院乗降)、介護保険外(実費)に分類して実績記録を残すこと。 ・ 医療機関の診察時間及び単なる待ち時間を身体介護として算定しないこと。 ・ 医療機関の診察時間及び単なる待ち時間を身体介護として算定しないこと。 ・ 指定訪問看護事業者は看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならないが、提供していたので自主点検のうえ、報告すること。 ・ 作業療法士による訪問看護を利用している者については、定期的に看護職員の訪問による評価を実施する必要があることに留意すること。(概ね3ヶ月に一度) ・ 特定事業所加算く妨問介穫〉、サービス提供体制強化加算く妨問入浴、訪問看護、訪問リハ、通筋介護、通所リハ、短期入所生活介護・療養介護、特定施設>を算定する場合は、加算に必要な職員割合を満たしていることを確認し、毎年度記録すること。第2002(12)、第2007(208(28) 第2002(12)、第2007(12)、第2007(12)、第2007(12)、第2007(12)、第2007(12)、第2007(12)、第2007(12)、第2007(12)、第2007(13)、第6(18) 第2002(11) 第2002(11) 第2002(12) 第2002(13)
新聞 #### #### #### #### #### #### #### #### #### #### #### #### ####
 通院介助を行う場合は、所要時間を項目ごと(外出準備、歩行介助等)に介護保険対象(身体、通院乗降)、介護保険外(実費)に分類して実績記録を残すこと。 医療機関の診察時間及び単なる待ち時間を身体介護として算定しないこと。 ・指度前居護事業者は看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならないが、提供していたので自主点検のうえ、報告すること。 ・作業療法士による訪問看護を利用している者については、定期的に看護職員の訪問による評価を実施する必要があることに留意すること。(概ね3ヶ月に一度) ◆各種加算に関すること ・特定事業所加算〈訪問介護〉、サービス提供体制強化加算〈訪問看護・財門ノハ、適所介護・通所リハ、短柳入所生活介護・療養介護・特定施設〉を算定する場合は、加算に必要な職員割合を満たしていることを確認し、毎年度記録すること。 ・初回加算を算定する場合は、サービス提供責任者が訪問(同行)したことをサービス提供結果記録に残すこと。 ・緊急時訪問介護加算の算定にあたっては、介護支援専門員と連携を図り、必要性が認められた場合に算定するもので、連携した内容を記録すること。 ・特定事業所加算 I (国又は面)を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、会議の定期的開催、文書等による指示及びサービス提供後の報告、定期的健康診断の実施、緊急時における対応方法の明示、訪問介護人等要件、重度要介護者等対応要件)のいずれにも適合している必要があるので、自主点検の上、報告すること。 訪 ・サービス提供体制強化加算を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、利用者情報等の伝達・技術指導を目的とした会議の定期的開催、全訪問入浴(看護)従
接
関 ・指定訪問看護事業者は看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問 看護の提供をさせてはならないが、提供していたので自主点検のうえ、報告すること。 ・作業療法士による訪問看護を利用している者については、定期的に看護職員の訪問 による評価を実施する必要があることに留意すること。(概ね3ヶ月に一度) ・ 特定事業所加算く 訪問リハ、通所介護、通所リハ、短期入所生活介護・療養介護、特定施設>を算定する場合は、加算に必要な職員割合を満たしていることを確認し、毎年度記録すること。 ・ 初回加算を算定する場合は、サービス提供責任者が訪問(同行)したことをサービス提供結果記録に残すこと。 ・ 緊急時訪問介護加算の算定にあたっては、介護支援専門員と連携を図り、必要性が認められた場合に算定するもので、連携した内容を記録すること。 ・ 緊急時訪問介護加算の算定にあたっては、介護支援専門員と連携を図り、必要性が認められた場合に算定するもので、連携した内容を記録すること。 ・ 特定事業所加算 「 □ 又 は こ を 算定する場合は、 算定要件(計画的な研修の実施、 第2の2(18) ・ 特定事業所加算 「 □ 又 は こ を 算定する場合は、 算定要件(計画的な研修の実施、 第2の2(18) ・ 特定事業所加算 「 □ 又 は こ を 算定する場合は、 第2の2(18) ・ 特定事業所加算 「 □ 又 は こ を 算定する場合は、 第2の2(18) ・ ・ 特定事業所加算 「 □ 又 は こ を 算定する場合は、 第2 を 件 に ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま
看護の提供をさせてはならないが、提供していたので自主点検のうえ、報告すること。 ・作業療法士による訪問看護を利用している者については、定期的に看護職員の訪問による評価を実施する必要があることに留意すること。(概ね3ヶ月に一度) ・格定事業所加算 く訪問介護〉、サービス提供体制強化加算〈訪問入浴、訪問看護・が問少ハ、通所介護・通所リハ、短柳入所生活介護・療養介護、特定施設〉 を算定する場合は、加算に必要な職員割合を満たしていることを確認し、毎年度記録すること。 ・初回加算を算定する場合は、サービス提供責任者が訪問(同行)したことをサービス提供結果記録に残すこと。 ・ 物回加算を算定する場合は、サービス提供責任者が訪問(同行)したことをサービス提供結果記録に残すこと。 ・ 製金の2(2)、第2の3(15)、第(18) ・ 初回加算を算定する場合は、サービス提供責任者が訪問(同行)したことをサービス提供結果記録に残すこと。 ・ 製金の2(2)、第2の3(15)、第(18) ・ 特定事業所加算 I(耳又は団)を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、会議の定期的開催、文書等による指示及びサービス提供後の報告、定期的健康診断の実施、緊急時における対応方法の明示、訪問介護員等要件、重度要介護者等対応要件)のいずれにも適合している必要があるので、自主点検の上、報告すること。 訪・サービス提供体制強化加算を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、利用者情報等の伝達・技術指導を目的とした会議の定期的開催、全訪問入浴(看護)従 ② 第2の4(4) ② 第2の4(4) ② 第2の4(4)
看護の提供をさせてはならないが、提供していたので自主点検のうえ、報告すること。
 ・作業療法士による訪問看護を利用している者については、定期的に看護職員の訪問による評価を実施する必要があることに留意すること。(概ね3ヶ月に一度) ◆ 各種加算に関すること ・特定事業所加算 ・特定事業所加算 ・財産事業所加算 ・技力問介護 ・大力の中に関すること ・特定事業所加算 ・特定事業所加算 ・財間介護 ・大力の中に関すること ・特定事業所加算 ・財力の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 各種加算に関すること ・特定事業所加算 ・訪問リハ、通所介護、通所リハ、短期入所生活介護・療養介護、特定施設>を算定する場合は、加算に必要な職員割合を満たしていることを確認し、毎年度記録すること。 ・初回加算を算定する場合は、サービス提供責任者が訪問(同行)したことをサービス提供結果記録に残すこと。 ・ 数高時訪問介護加算の算定にあたっては、介護支援専門員と連携を図り、必要性が認められた場合に算定するもので、連携した内容を記録すること。 ・特定事業所加算 I (Ⅱ 又はⅢ)を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、会議の定期的開催、文書等による指示及びサービス提供後の報告、定期的健康診断の実施、緊急時における対応方法の明示、訪問介護員等要件、重度要介護者等対応要件)のいずれにも適合している必要があるので、自主点検の上、報告すること。 ・ サービス提供体制強化加算を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、利用者情報等の伝達・技術指導を目的とした会議の定期的開催、全訪問入浴(看護)従 ② 五、十
 ◆ 各種加算に関すること ・特定事業所加算 ・特定事業所加算 ・技問介護>、サービス提供体制強化加算 ・技能、訪問リハ、通所介護、通所リハ、短期入所生活介護・療養介護、特定施設>を算定する場合は、加算に必要な職員割合を満たしていることを確認し、毎年度記録すること。 ・初回加算を算定する場合は、サービス提供責任者が訪問(同行)したことをサービス提供結果記録に残すこと。 ・ 契急時訪問介護加算の算定にあたっては、介護支援専門員と連携を図り、必要性が認められた場合に算定するもので、連携した内容を記録すること。 ・特定事業所加算 I (Ⅱ又はⅢ)を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、会議の定期的開催、文書等による指示及びサービス提供後の報告、定期的健康診断の実施、緊急時における対応方法の明示、訪問介護員等要件、重度要介護者等対応要件)のいずれにも適合している必要があるので、自主点検の上、報告すること。 ・サービス提供体制強化加算を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、利用者情報等の伝達・技術指導を目的とした会議の定期的開催、全訪問入浴(看護)従
 ・特定事業所加算〈訪問介護〉、サービス提供体制強化加算〈訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、通所介護、通所リハ、短期入所生活介護・療養介護、特定施設〉を算定する場合は、加算に必要な職員割合を満たしていることを確認し、毎年度記録すること。 ・初回加算を算定する場合は、サービス提供責任者が訪問(同行)したことをサービス提供結果記録に残すこと。 ・緊急時訪問介護加算の算定にあたつては、介護支援専門員と連携を図り、必要性が認められた場合に算定するもので、連携した内容を記録すること。 ・特定事業所加算 I (Ⅱ 又はⅢ)を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、会議の定期的開催、文書等による指示及びサービス提供後の報告、定期的健康診断の実施、緊急時における対応方法の明示、訪問介護員等要件、重度要介護者等対応要件)のいずれにも適合している必要があるので、自主点検の上、報告すること。 ・サービス提供体制強化加算を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、利用者情報等の伝達・技術指導を目的とした会議の定期的開催、全訪問入浴(看護)従 ② 三、五、十、十四、二十三、三 三十八、四十、四十、四十、四十、四十、四十、四十、四十、四十、四十、四十、四十、四十、
##
(25)、第2の5(12)、第2の7(2 2の8(28) 第 2の2(21)、第2の3(15)、第 (18) 第 2の2(21)、第2の3(15)、第 (18) 第 2の2(21)、第 2の3(15)、第 (18) 第 2の2(19) 第 2の2(19) 第 2の2(19) 第 2の2(19) 第 2の2(18) 第 202(18) 第 202(
□ 208(28) 第202(21)、第203(15)、第 第202(21)、第203(15)、第 第202(21)、第203(15)、第 第202(21)、第203(15)、第 (18)
* 初回加算を算定する場合は、サービス提供責任者が訪問(同行)したことをサービス提供 第2の2(21)、第2の3(15)、第 (18) ・ 初回加算を算定する場合は、サービス提供責任者が訪問(同行)したことをサービス提供 第2の2(19) ・ 緊急時訪問介護加算の算定にあたっては、介護支援専門員と連携を図り、必要性が 認められた場合に算定するもので、連携した内容を記録すること。 ・ 特定事業所加算 I (II 又は III)を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、会議の定期的開催、文書等による指示及びサービス提供後の報告、定期的健康診断の実施、緊急時における対応方法の明示、訪問介護員等要件、重度要介護者等対応要件)のいずれにも適合している必要があるので、自主点検の上、報告すること。 ・ サービス提供体制強化加算を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、利用者情報等の伝達・技術指導を目的とした会議の定期的開催、全訪問入浴(看護)従
・ 初回加算を算定する場合は、サービス提供責任者が訪問(同行)したことをサービス提供結果記録に残すこと。 ・ 緊急時訪問介護加算の算定にあたっては、介護支援専門員と連携を図り、必要性が認められた場合に算定するもので、連携した内容を記録すること。 ・ 特定事業所加算Ⅰ(Ⅱ又はⅢ)を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、会議の定期的開催、文書等による指示及びサービス提供後の報告、定期的健康診断の実施、緊急時における対応方法の明示、訪問介護員等要件、重度要介護者等対応要件)のいずれにも適合している必要があるので、自主点検の上、報告すること。 訪・サービス提供体制強化加算を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、利入用者情報等の伝達・技術指導を目的とした会議の定期的開催、全訪問入浴(看護)従 ⑤ 第2の2(19)
供結果記録に残すこと。 ・緊急時訪問介護加算の算定にあたっては、介護支援専門員と連携を図り、必要性が認められた場合に算定するもので、連携した内容を記録すること。 ・特定事業所加算 I (II 又はIII)を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、会議の定期的開催、文書等による指示及びサービス提供後の報告、定期的健康診断の実施、緊急時における対応方法の明示、訪問介護員等要件、重度要介護者等対応要件)のいずれにも適合している必要があるので、自主点検の上、報告すること。 訪・サービス提供体制強化加算を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、利入用者情報等の伝達・技術指導を目的とした会議の定期的開催、全訪問入浴(看護)従
・ 緊急時訪問介護加算の算定にあたっては、介護支援専門員と連携を図り、必要性が 認められた場合に算定するもので、連携した内容を記録すること。 ・ 特定事業所加算 I (Ⅱ 又はⅢ)を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、会議の定期的開催、文書等による指示及びサービス提供後の報告、定期的健康診断の実施、緊急時における対応方法の明示、訪問介護員等要件、重度要介護者等対応要件)のいずれにも適合している必要があるので、自主点検の上、報告すること。 訪・サービス提供体制強化加算を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、利入 用者情報等の伝達・技術指導を目的とした会議の定期的開催、全訪問入浴(看護)従 ② 五、十
訪問 ・ 特定事業所加算 I (II 又は III) を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、会議の定期的開催、文書等による指示及びサービス提供後の報告、定期的健康診断の実施、緊急時における対応方法の明示、訪問介護員等要件、重度要介護者等対応要件)のいずれにも適合している必要があるので、自主点検の上、報告すること。
・特定事業所加算 I (I 又はIII)を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、会議の定期的開催、文書等による指示及びサービス提供後の報告、定期的健康診断の実施、緊急時における対応方法の明示、訪問介護員等要件、重度要介護者等対応要件)のいずれにも適合している必要があるので、自主点検の上、報告すること。 訪・サービス提供体制強化加算を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、利用者情報等の伝達・技術指導を目的とした会議の定期的開催、全訪問入浴(看護)従
護 会議の定期的開催、文書等による指示及びサービス提供後の報告、定期的健康診断の実施、緊急時における対応方法の明示、訪問介護員等要件、重度要介護者等対応要件)のいずれにも適合している必要があるので、自主点検の上、報告すること。 訪・サービス提供体制強化加算を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、利入用者情報等の伝達・技術指導を目的とした会議の定期的開催、全訪問入浴(看護)従
の実施、緊急時における対応方法の明示、訪問介護員等要件、重度要介護者等対応 要件)のいずれにも適合している必要があるので、自主点検の上、報告すること。 訪・サービス提供体制強化加算を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、利 入 用者情報等の伝達・技術指導を目的とした会議の定期的開催、全訪問入浴(看護)従
要件)のいずれにも適合している必要があるので、自主点検の上、報告すること。 訪・サービス提供体制強化加算を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、利 入 用者情報等の伝達・技術指導を目的とした会議の定期的開催、全訪問入浴(看護)従
訪・サービス提供体制強化加算を算定する場合は、算定要件(計画的な研修の実施、利 入 用者情報等の伝達・技術指導を目的とした会議の定期的開催、全訪問入浴(看護)従
入 用者情報等の伝達・技術指導を目的とした会議の定期的開催、全訪問入浴(看護)従
- 1・1 デストなるを展界が暖かず990美味・1な悪体(ハンネタにも満分)を15点が重が
・ 業者に対する健康診断の定期的実施、人材要件)のいずれにも適合している必要が
看
・ターミナルケア加算の算定にあたっては、利用者の原因疾患、ターミナルケアにかか ② ハ
る計画への同意、看護記録、利用者・家族の精神的なケア記録等を整備するよう留意 ⑩ 八 訪 すること。
10 10 10 10 10 10 10 10
看 明、同章を得ること。 第一第四個 第一章 を得ること。 第一章 の 第二章 の 第二章 の 第二章 の 第二章 の は 第二章 の 第二章 の 第二章 の は に 第二章 の は に 第二章 の は に 第二章 の は に に に に に に に に に に に に に に に に に に
護 ・ 看護体制強化加算を算定する場合は、所定加算割合要件について、所定期間の数字 ② 九
が要件を満たしていることを確認し記録すること。[平成27年4月改正] ⑤ 第2の4(24)
通しの個別機能訓練加算は、個別機能訓練計画を作成(通所介護計画又は短期入所生活 ② 十六、三十六
介護計画に相当内容を記載することも可)の上、利用者又はその家族に説明し、同意 ⑧ 2(2)ウ
A THE STATE OF THE

		 短期集中(個別)リハビリテーション実施加算において、要件を満たしていない【3ヶ月以内については1週に2日以上、1日当たり40分(訪問リハは20分)以上必要。】事例が)第2の5(7)、第2の8(11)
		見受けられたので、自主点検の上報告すること。		
	訪	・短期集中個別リハビリテーション実施加算は、医師の指示に基づいて行うとともに、退院日等の起算日を記載する必要があること。 <通所リハ>	(18)別表 7通所リハビリテーション費 注8
	問リハ	・短期集中(個別)リハビリテーション実施加算の認定日(起算日)の解釈に誤りがあるので改めること(市町村の認定日ではなく要介護認定の効力発生日)。	(18)別表 4訪問リハビリテーション費 注6、 7通所リハピリテーション費 注8
	・通所リハ	・リハビリテーションマネジメント加算は、リハビリテーション会議の開催要件(訪問リハは3ヶ月に1回、通所リハは同意日から6ヶ月以内は月1回、その後は3ヶ月に1回)、医師による計画の説明同意、利用者居宅の訪問要件(居宅サービス事業者又は家族への助言)、ケアマネへの情報提供、それらの記録の整備が要件であることに留意すること。[平成27年4月改正])十二 □、二十五 □)第2Ⅱ2(2)③④⑤⑦
		・別の医療機関の医師からの情報をもとに訪問リハビリテーションを行う場合においても、当該事業所の医師の指示が必要であることに留意すること。なお、当該事業所の医師の指導なく、報酬算定したケースについて取り下げること。	0)第2の5(10)
		・宿泊付きデイサービス利用者は、介護報酬で延長加算は算定できないので留意すること。[平成27年4月改正]	25)第2の7(3)
		・機能訓練指導員が不在の日に個別機能訓練加算(I)が算定されているので、自主 点検の上報告すること。なお、特定の曜日にのみ実施する場合には、予め重要事項説 明書等で利用者、居宅介護支援事業者に周知すること。 〈通所介護〉	_)第2の7(11)
	通	・個別機能訓練計画は、多職種共同して作成するものであり、かつ、3ヶ月に1回以上利用者居宅を訪問し、生活状況を確認し、訓練内容・評価、進捗状況を説明し、目標や訓練内容等見直しを行う必要があることに留意すること。[平成27年4月改正] <通所介護>)+六
	所	 ・個別機能訓練加算Ⅱの算定にあたっては、多職種共同で、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標を適切に設定するとともに、機能訓練指導員が直接機能訓練を行う必要があることに留意すること。 	_)第2の7(11)
報酬		・個別機能訓練加算 I と II を同一利用者に併算定する場合は、それぞれの加算の趣旨、目的が異なることを前提とした別々の目標設定、プログラム内容等を記載した、それぞれの個別機能訓練計画に基づき訓練を実施する必要があることに留意すること。 〈通所介護〉	-)第2の7(11))1(3)
		・運動器機能向上加算の算定にあたっては、短期目標に応じて概ね1か月毎にモニタリングを実施する必要があることに留意すること。 〈予防通所リハ〉	2)別紙1 第2の6(5)
		・短期集中個別リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加 算の実施にあたっては、個別リハの所定時間確保のため、利用者の交代時間を加味 した勤務シフトとすること。 〈通所リハ〉	25)第2の8(11)、(12)
関	通	・重度療養管理加算は、適時適切に看護職員を配置する等、当該利用者に対して計画的な医学的管理を行える体制にあることが前提となることに留意すること。 <通所リハ)別表 7通所リハピリテーション費 注17)第2の8(19)
係	所	・口腔機能向上加算は、口腔機能改善管理指導計画を作成(通所介護計画に相当内容を記載することも可)の上、利用者、家族に説明し、同意を得る必要があることに留意すること。(同意した旨の記載でも可)	25)第2の7(18)⑤ 第2の8(19)⑤
	•	・口腔機能向上加算は、概ね3か月ごとの評価の結果、口腔機能の維持・向上の効果が期待できると認められる者については継続が可能であることに留意すること。	25)第2の7(18)⑥ 第2の8(19)⑥
	13	・中重度者ケア体制加算は、人員要件、重度者割合要件(前年度又は前3月間)が満たされていることを確認し記録すること。[平成27年4月改正]	25)十五、三十一)第2の7(9)、第2の8(20)
	通所	・認知症加算は、人員要件、認知症割合要件(前年度又は前3月間)が満たされていることを確認し記録すること。[平成27年4月改正] < 適所介護>	-)十七)第2の7(13)
	771	・入浴を行わなかった日に入浴介助加算を算定しているケースが見受けられたので、自 主点検の上、結果を報告すること。	25)第2の7(8)、第2の8(10)
	短期	・送迎については、利用者の心身の状態、家族等の事情からみて必要と認められる場合に加算の算定が認められることに留意すること。	(18))別表 8短期入所生活介護費 注13 9短期入所療養介護費 注9
	期入所	・個別リハビリテーション実施加算を実施する場合には、個別リハの所定時間確保のため利用者の交代時間を加味した勤務シフトとすること。 〈短期入所療養介護〉)第2の3(3)
	771	・緊急短期入所受入加算の算定にあたり、緊急利用の理由、期間、受入後の対応等を 適切に記録すること。	26)第2の2(18) 第2の3(11)
		・空床ショート利用者でサービス提供体制強化加算を算定する場合は、併設ショートとは別に加算届が必要であることに留意すること。届出をせずに加算を請求することは認められないので自主点検のうえ報告すること。)第5 10①①
	短期	・一時的な定員超過が見受けられるので、是正すること。[※静養室の利用、同一日において、午後に退所する利用者と午前に入所する利用者が同一ベッドに重複して割り当てられているケース等]) 138条、154条) 別表 8 短期入所生活介護費注1、9 短期入所療養介護費イ・ロ・ハ・ニの各
	入	なお、定員超過利用により減算該当月が発生する場合は、自主点検の上報告するこ と。	_	注1)第2の2(2))三、四
	所	・看護職員の常勤換算数が加算の算定要件を満たしていないので、特養の看護体制加 算 II 又は短期入所の看護体制加算 II のいずれかを取り下げること。	22)) 十二) 第2の2(10)
		・看護体制加算(I)の算定にあたっては、本体施設における看護師の配置に関わらず、併設ショートに1名以上の常勤看護師の配置を行った場合に加算が算定できるものであるため、配置していない期間については、自主点検の上、報告すること。	_)第2の2(10)

	特	・夜間看護体制加算について、要件(常勤看護師の配置、重度化した場合における対応指針、オンコール体制に関する取り決め、介護職員による入所者の観察項目の標準化)を満たしていないので、加算を取り下げること。	② 二十三 ⑤ 第2の4(9)
報	定	・医療機関連携加算は、予め協力医療機関等と提供する情報内容を定めておくとともに、利用者ごとに健康の状況について随時記録する必要があること。	⑩ 第2の4(11)
		・ 個別機能訓練加算を算定する場合は、利用者ごとに個別機能訓練の効果と実施方法 の評価を行うこと。また、3か月ごとに利用者に説明し記録すること。	② 第2の4(7)
酬関		・介護職員処遇改善計画書の賃金改善計画(常勤・非常勤の別、基本給・一時金の別、 支給時期等)、キャリアパス要件、職場環境等要件は全ての介護職員に周知されていることが前提であることに留意すること。	39
係	処遇改善	・処遇改善加算の支給対象に介護職員以外が含まれているので是正するとともに、実 績報告書を再提出すること(令和元年10月~介護職員等特定処遇改善加算を除く)	(35)
		· 介護サービス事業所に増減があった場合は県に変更の届出を行うこと。[平成27年4月 改正]	(35)
		・介護事業の業績悪化等事業継続のため介護職員の賃金水準を引き下げる場合は、 適切に労使の合意を得た上で「特別な事情に係る届出書」を県に提出すること。[平成 27年4月改正]	(39)

※共通の指摘事項に対する法令の条項は、1 訪問介護、2 訪問入浴介護、3 訪問看護、4 訪問リハ、5 居宅療養管理指導、6 通所介護、7 通所介護、療養)、8 通所リハ、9 短期入所生活介護、10 短期入所療養介護、11 特定施設入居者生活介護、12 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型)、13 福祉用具貸与、14 特定福祉用具販売の順で記載。

● 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

	♦	人員に関すること	条例	法令
	特	・生活相談員が不在であるので、早急に配置すること。	⑤16条	⑦ 2条1項二号
人	1 [・介護及び看護職員の総数が不足しているので早急に補充すること。	⑤16条	⑦ 2条1項三号
		・ 看護職員を看護・介護職員の総数(基準上の員数)の7分の2程度確保すること。	⑤22条	⑧ 2条1項三号
員	老健	介護及び看護職員の総数が不足しているので早急に補充すること。	⑤22条	⑧ 2条1項三号
	1建	・薬剤師の員数については入所者の数を300で除した数以上が標準であることに留意す		⑤ 第二 2
関	療養型	・医師の配置について、医療法施行規則第49条の規定が適用されている病院は、減算となるので所定の届出を行うとともに、自主点検の上、報告すること。		① 別表 3介護療養施設サービス 注6
	_	・ユニットの勤務体制について、食事、入浴等複数名配置が必要な時間も少なからずあ	⑤16条	⑦ 47条
係	ᄌ	ると思われるので、複数名配置の時間帯を増やされるよう努められたい。	22条、	⑧ 48条
	通		22条の6	⑪ 48条、
			34条、	⑫ 52条
人		・ 看護・介護職員の配置について、人員基準は満たしているが、入所者に対して適切な	⑤16条	⑦ 24条
員	共	サービスを提供できるよう日中の時間帯における介護体制の充実に努められたい。	22条	⑧ 26条
関係	通		22条の6	① 25条
IVIN		松供に除土する な	34条	① 30条
	•	設備に関すること ・ 廊下に置いてある物品は避難経路の妨げとなる可能性があるため改めること	条例 ⑤16条	法令 ⑦ 3条1項八号
		・脚下に直いてのる初中は単独性的の別けてなる可能性があるにの以外のこと	22条	③ 3条1項バラ⑧ 4条1項五号
				① 4条1項五号 ① 3条2項三号、
関			34条	① 6条1項6号
	共		5 12/0	① 第三2
	通	・部屋の用途が指定時と一部異なる箇所が見受けられたため、速やかに是正すること。	⑤16条、	⑦ 3条
	. —		22条、	⑧ 3条
			22条の6、 34条	⑪ 3条
			04*	① 5条
	•	雇用、勤務体制に関すること	条例	法令
		・従業者の勤務体制は、事業所ごとに月ごとの勤務表(予定及び実績)を作成し、常勤・		⑭ 第四 27(1)
		非常勤の別、職種、兼務状況等を明確にすること。		⑤ 第四 25(1)
væ				⑥ 第四 23(1)
運				⑪ 第五 25(1)
		・(ユニット型の場合)いわゆる「馴染みの関係」を考慮し、単位ごとに固定した介護職員、手護職員を利害する必要があることに紹言すること		(i) 第五 10(1)
		員、看護職員を配置する必要があることに留意すること。		⑤ 第五 10(1) ⑥ 第五 10(1)
平	l l			⑪ 第六 10(1)
呂	共	・(ユニット型の場合)勤務表は毎月ユニットごとに作成し、日中はユニットごとに常時1人	⑤16冬	⑦ 47条2項
		- (ユーット全の場合)動物表は毎月ユーットことに作成し、日中はユーットことに吊崎1人以上、夜間は2ユニットに1人以上職員が配置されていることがわかるようにしておくこ	22条、	® 48条2項
		と。なお、日中における職員の員数が基準(ユニットごとに常時1人以上の介護職員又	22条の6、	① 48条2項
関		は看護職員を配置)に満たない場合、減算に該当するケースがあるので自主点検のう	34条	⑫ 52条2項
.~.	通	え報告すること。		(9) 別表1注3、別表2-1注2、別表3-1注 3、別表4-1注2
				3、別表4-1注2 ② 四十九、五十七、六十三、六十八の
				26 ≡
係				第2の5(4)、第2の6(6)、第2の 7(12)、第2の8(9)
		・理学療法士等の機能訓練は入所者の処遇に直接影響を及ぼす業務であるため、委	⑤16条、	⑦ 24条2項
		託契約を改めること。	22条、 22条の6	⑧ 26条2項
			34条	① 25条2項
	Ш			⑫ 30条2項

	共通	・一定の経管栄養等の行為については、医師の指示により看護職員が担うものであり、 介護職員が行う場合は所定の研修を受講し認定された者であって、かつ事業所の登 録が必要であること留意すること。 〈特養・老健〉		(f) (ii)
	♦	契約書・重要事項に関すること	条例	法令
-		・契約書・重要事項説明書を適切に作成し、利用者、事業者双方で保管すること。 ・重要事項説明書と運営規程との整合性を図ること。	⑤16条、 22条、 22条の6 34条	 3 4条1項 8 5条1項 10 6条1項 10 7条1項
	共	・利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項、運営規程の概要等は見やすい場所に掲示すること。	⑤16条、 22条、 22条の6 34条	⑦ 29条 ⑧ 31条 ⑪ 29条、 ⑫ 35条
	通	・報酬改定、居住費(滞在費)の変更等に伴い、運営規程に記載する利用料を変更した場合は、変更届を提出すること。		④ 135条、137条、140条の2の2 (旧規則140条)
		・利用者の個人情報を居宅介護支援事業者等に提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ること。	⑤16条、 22条、 22条の6 34条	⑦ 30条3項⑧ 32条3項⑪ 30条3項⑫ 36条3項
		・日常生活費、教養娯楽費は、利用者等の希望を確認することなく全利用者に一律に 提供し、費用を画一的に徴収することは認められないので留意すること。また、徴収可能な品目を確認の上、適正な徴収を行うこと。		3, 4
	◆ 共	変更の届出に関すること ・変更届は遅滞なく(変更後10日以内に)提出すること。(提出方法の詳細については高齢福祉課に確認すること。)	条例	法令 ① 89条、99条1項、113条1項 ② 111条
	` *	・職員体制、加算等について適宜変更届を提出すること。		④ 135条、137条、140条2の2(旧規 則140条)
	♦	身体拘束に関すること	条例	法令
運		・緊急やむを得ず身体拘束を実施するに当たっては、三要件(切迫性・非代替性・一時性)の検証にかかるカンファレンス(初回時)の記録を残すこと。		38
	•	・緊急やむを得ない身体拘束を行う場合は、定期的にカンファレンスを開催し、経過観察・再検討内容を記録すること。		38
営関		 身体拘束を行う場合は、あらかじめ終了予定日等を定めて利用者・家族に説明・同意を得るとともに、身体拘束を行った場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録すること。 	⑤16条、 22条、 22条の6 34条	38 ⑦ 11条5項 ⑧ 13条5項 ⑪ 14条5項 ⑫ 16条5項
	共通	・ 施設全体で身体拘束廃止に向けてより一層取り組むこと。	22条、 22条の6、 34条	⑦ 11条4項 ⑧ 13条4項 ⑪ 14条4項 ⑫ 16条4項
		・身体拘束適正化のための指針に必要な項目を盛り込むこと	⑤16条、 22条、 22条の6 34条	⑦ 11条6項二号 ⑧ 13条6項二号 ⑪ 14条6項二号 ⑫ 16条6項二号 ⑭ 第四 9(4) ⑮ 第四 10(4) ⑯ 第四 9(4) ⑪ 第五 10(4)
	♦	施設サービス計画、記録等に関すること	条例	法令
		・ 施設サービス計画は、入所者又は家族に説明し、入所者の同意を得て交付すること。		 7 12条7項、8項 8 14条7項、8項 15条7項、8項 17条7項、8項
	共	・施設サービス計画については、介護支援専門員が入所者の心身の状況等に応じて、 適時、適切に作成(見直し)すること。	⑤16条、 22条、 22条の6、 34条	 7 12条5項、9項 8 14条5項、9項 ① 15条5項、9項 ② 17条5項、9項
	通	 ・施設サービス計画は、第3表(週間サービス計画表)又は第4表(日課計画表)も作成すること。 ・施設サービス計画には各種サービス(機能訓練[老健、療養型施設の場合は医療、リービス・サービス・サービス・サービス・サービス・サービス・サービス・サービス・サ		(小 第四 11(5) (⑤ 第四 12(5) (⑥ 第四 11(5)
		ハビリ]、看護、介護、食事等)の目標を個別具体的に設定すること。		① 第五 12(5) ③ 別紙2
		・施設サービス計画は多職種共同のサービス担当者会議等で意見を求め作成するものであり、当該記録を残すこと。	⑤16条、 22条、 22条の6、 34条	⑦ 12条6項 ⑧ 14条6項 ⑪ 15条6項 ⑫ 17条6項
				1/木0块

_				(a) tree (1/2) (a)
		・施設サービス計画の作成にあたっては、アセスメント結果等に基づき、生活全般にわ		① 第四 11(2)、(5)
		たる各種サービス(医療、リハビリ、看護、介護、食事等)にかかる具体的な内容を盛り		(f) 第四 12(2)、(5)
		込むとともに、介護保険給付対象外のサービスも含めて位置づけることにより、総合的		0
				16 第四 11(2)、(5)
		な計画となるよう努めること。		① 第五 12(2)、(5)
	ŀ	・サービスの実体化況の恒振(エーカル・ゲ)に出たっては、1 配子及びその実体ががに	⑥16冬	⑦ 12条10項
		・サービスの実施状況の把握(モニタリング)に当たっては、入所者及びその家族並びに	47	
		担当者との連絡を継続的に行い、定期的に入所者と面接を行うこと。	22条、	⑧ 14条10項
			22条の6、	⑪ 15条10項
			34条	0 ••
				① 17条10項
	++	・アセスメント及びモニタリングを充実すること。	⑤16条、	7)12条3項、10項
	ᄴ	・プロスプロト及びモーメリングを元夫すること。	47	-
				⑧ 14条3項、10項
			22条の6、	① 15条3項、10項
	通		34条	① 17条3項、10項
	~=			₩ 1/宋3頃、10頃
	İ	・サービス提供の記録を充実すること。	⑤16条、	⑦ 8条2項
		7 271767707103827077 0220	00.47	-
			つつ冬のら	⑧ 9条2項
			34条	① 10条2項
			54末	① 13条2項
				•
		・ 避難訓練の記録を残すこと。	⑤16条	⑦ 26条、49条
			22条	⑧ 28条、50条
			22条の6	① 27条、50条
				① 32条、54条
Ì	老	・居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的(少なくとも3月ご	⑤22条	⑦ 8条4項
l	健	と)に検討し、その内容を記録すること。		① 第四 7(4)
	2٠.			
Ì	•	その他	条例	法令
1	Ļ.	- · · · ·		
1		・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針と事故発生の防止のため	⑤16条、	⑦ 27条2項2号、35条1項1号
1		の指針を整備すること。	22条、	8 29条2項2号、36条1項1号
		· — · · · · · ·	22条の6	
1			34条	⑪ 28条2項2号、34条1項1号
1				① 33条2項2号、40条1項1号
1		工作的现在分词在中华日本12月本121~122~1222~1222~1222~1222		
		・ 汚物処理室に衛生物品等が保管されているので区別して保管すること		⑦ 27条1項
			22条、	8 29条1項
			22条の6	O **
væ.			34条	⑪ 28条1項
運			0120	① 33条1項
		##	@ #Z	# T - D
		・感染対策委員会を設置し、おおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果につい		⑦ 27条2項1号
営		て、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	22条、	⑧ 29条2項1号
			22冬の6	⑪ 28条2項1号
			1 34余	
				⑪ 33条2項1号
関	ŀ	・事故発生防止検討委員会を設置し、定期的に開催し、事例の集計・分析を通じて防止	企16 冬	⑦ 35条1項2号、3号
			0047	
		策を検討すること。		⑧ 36条1項2号、3号
12			22条の6	① 34条1項2号、3号
係			34条	-
				⑫ 40条1項2号、3号
	İ	・ 事故が発生した場合(外部医療機関で治療を受けた場合など)は、市町村に報告する	⑤16条、	⑦ 35条2項
		とともに、再発防止に努めること。	00.47	-
		こともに、特先的正にあめること。	22冬06	⑧ 36条2項
				① 34条2項
			34条	① 40条2項
	共			0 11 11
1	[・入浴(又は清しき)の週2回実施ができていない入所者が多数見受けられるので体制を	⑤16条、	⑦ 13条2項
		構築すること。	47	⑧ 18条2項
		= ==v	つつ冬のら	·
	:3		34条	⑪ 18条2項
	通		>\	⑫ 21条2項
1		グェ利用ウの 1 ボギにもし タウウドルナキャレン・フェッパロジョン・レーバ せ		(10) RII≢
1		・従来型個室の入所者に対し、多床室単価を請求している事例が見受けられたが、特別が開発している事例が見受けられたが、特別が開発している事例が見受けられたが、特別が開始している事例が見受けられたが、特別が開始している。		⑨ 別表
1		別な理由(感染症、ターミナル、著しい精神症状等により個室への入所が必要であると	1	1介護保健施設サービス 注12、 2介護療養施設サービス 注13
1		医師が判断した場合)に該当する事例を除き、個室単価で請求し、差額は入所者から	1	2月暖原食肥設リーE人 注13
1		居住費として徴収すべきものであるため、入所者と調整のうえ適切に対応すること。	1	
1		·	6 16条	⑦ 8条2項、13条4項、5項
		・体位交換やオムツ交換については適切なサービス提供に努めるとともに記録に残すこ	00.47	
		٤.	22条、	⑧ 9条2項、18条4項、5項
1			22条の6	① 10条2項、18条4項、5項
			34条	
				⑫ 13条2項、21条4項、5項
		・入所定員を超えて入所させている状況が見受けられるため、定員の遵守に努めるこ	⑤16条、	⑦ 25条
		と。なお、定員超過利用減算に該当する月について自主点検の上報告すること。	47	⑧ 27条
		こ。でい、た見足型で1111%弁に以コックカにフいてロエ点状の上形ロックにC。	22条の6	· · · ·
			34条	① 26条
1			04米	19 21冬
1			1	① 31条
1			1	19 別表1注1、2-1注1、3-1注1、4-1注1
1			1	
1			1	② 十二、十三、十四、十五イ
1			1	26 第二の5(3)
				9
1		・ ハラスメント防止の措置を講じること(方針の策定、周知等)。	⑤16条、	⑦ 24条4項
1			22条、	⑧ 26条4項
1			-1	
1				⑪ 25条4項
1			34条	① 30条4項
1	特	・緊急時の医師との連携方法等の定めを充実すること。	⑤16条	⑦ 20条の2
		ポ心m VC叩СV圧15714サVたりでル大りでした。	⋑ 10 米	~ 20AV/2
	1			
	養			

	•	各種加算に関すること	条例	法令
	共通	・低栄養リスク改善加算の対象者は、高リスク者であって低栄養状態の改善等のため の栄養管理が必要であるとして、医師の指示を受けた者であることに留意すること。		⑧ 第2の7(25)
		・経口維持加算について、6ヶ月を超えて当該加算を算定する場合は、水飲みテスト等 により引き続き摂食機能障害及び誤嚥が認められる必要があることに留意すること。		第2の5(26)、第2の6(25)、第2の7(27)、第2の8(24)
		・排せつ支援加算の算定にあたっては、支援に先立ち、失禁に対する各種ガイドラインを参考にしながら、対象者が排せつに介護を要する要因を多職種共同で分析する必要があることに留意すること。		第 第2の5(36)、第2の6(41)、第2の 7(33)、第2の8(33)
		・サービス提供体制強化加算を算定する場合は、加算に必要な職員割合を満たしていることを確認し、記録すること。		① 八十七、九十三、九十八、百の 六
		・療養食加算の算定については医師の食事せんに基づき提供されていない事例が見受 けられたため、自主点検のうえ報告すること。		第2の5(28)、第2の6(27)、第2の7(29)、第2の8(26)
	共通	・口腔衛生管理体制加算は介護職員に対し、歯科医師又は歯科衛生士が技術指導を 行うものであることに留意すること。		③ 別表1介護福祉施設サービス リ、2介護保健施設サービス ヌ、3介護療養施設サービス(9)4介護医療院サービス ワ
		・ 夜勤職員配置加算を算定する場合は、一日平均夜勤職員数が加算の要件を満たしていることを継続的に確認し、記録すること。 〈特養、老健、介護医療院〉		第 第2の5(10)、第2の6(10)、第2の 8(5)
		・ 個別機能訓練加算について、個別機能訓練計画の内容を利用者、家族に説明し、記録する必要があることに留意すること。	I	® 第2の5(14)
	特	・ 個別機能訓練を実施する場合は、実施時間、訓練内容、担当者等について記録する とともに、3か月に1回は訓練計画の内容について説明し、その記録を残すこと。		② 第2の5(14)
報		・日常生活継続支援加算を算定する場合は、毎月(直近3月間)、入所者及び職員の割合が加算に必要な要件を満たしていることを確認し、記録すること。		② 五十 ③ 第2の5(8)
TIA	養	・看取り介護加算を算定する場合は、医師が回復の見込みがないと診断した記録を明確に残すこと。		⑩ 六十一 イ ⑯ 第2の5(30)
		・看取り介護加算を算定するにあたっては、看取りに関する指針の内容について、入所者又は家族から同意を得ておくこと。		② 五十四
栅	特	・看取りに関する指針は、PDCAサイクルにより適宜見直しを行うこと。		② 五十四 ③ 第2の5(30)
	養	・看取り介護加算について入所者又はその家族の同意を得て計画を作成する前の日数 も含めて算定しているので、同意前の介護報酬請求を自主点検の上報告すること。		⑩ 六十一 ロ
関		・在宅強化型、在宅復帰・在宅療養支援機能加算を算定する場合は、在宅復帰率要件、ベッド回転率要件、重度者割合要件について所定期間の数字が要件を満たしていることを確認し記録すること。		② 五十五 イ(2)、九十 ⑥ 第2の6(3)
		・短期集中リハビリテーション実施加算等個別リハを実施する場合には、所定時間確保 のため利用者の交代時間を加味した勤務シフトとすること。		⑩ 第2の6(11)、(10)
係	老	・認知症ケア加算を算定する場合は、いわゆる「馴染みの関係」を重視し、単位毎に固定した介護職員又は看護職員を配置することが算定要件であることに留意すること。	I	② 五十九 二 ③ 第2の6(13)
IX	健	・ターミナルケア加算の算定にあたっては、医師が回復の見込みがないと診断した記録 を明確に残すこと。	ı	⑩ 六十五 イ ⑯ 第2の6(17)
	į	・ターミナルケア加算を算定するにあたっては、入所者又はその家族への説明及び同意 が必要であることに留意すること。	ı	⑩ 六十五 ロ ⑯ 第2の6(17)
		・所定疾患施設療養費を算定した場合は、翌年度に介護サービス情報公表制度を活用し、前年度の算定回数を公表すること。	I	② 九十二 ⑥ 第2の6(33)
		・試行的退所時指導加算の対象は、居宅において試行的に退所させる者であることに留意すること。		® 第2の6(21)①②
	療	・療養機能強化型を算定する場合は、重度者割合要件、処置実施割合要件について所 定期間(前3月間)の数字が要件を満たしていることを確認し記録すること。	I	② 六十二 ⑤ 第2の7(10)
	養型	・短期集中リハビリテーション等個別リハを実施する場合には、所定時間確保のため利用者の交代時間を加味した勤務シフトとすること。		® 第2の9(8)
	î	・夜間勤務等看護加算(IV)の月平均夜勤時間数の過去3月間の平均が72時間を超えている月が見受けられ、夜勤職員減算に該当するため、自主点検の上報告すること。	I	② 七 ハ ③ 第2の7(7)
	介護医療院	・ 重症皮膚潰瘍管理指導の算定要件を満たしていない利用者について取り下げ、再請 求を行うこと。		∞ 第2の6
	処	・介護職員処遇改善計画書の賃金改善計画(常勤・非常勤の別、基本給・一時金の別、 支給時期等)、キャリアパス要件、職場環境等要件は全ての介護職員に周知されていることが前提であることに留意すること。		35
	遇改	・ 処遇改善加算の支給対象に介護職員以外が含まれているので是正するとともに、実 績報告書を再提出すること(令和元年10月~介護職員等特定処遇改善加算を除く)		35
	善	・介護サービス事業所に増減があった場合は県に変更の届出を行うこと。 ・介護事業の業績悪化等事業継続のため介護職員の賃金水準を引き下げる場合は、		35 35
		適切に労使の合意を得た上で「特別な事情に係る届出書」を県に提出すること。		